

令和6年6月20日

## 中間貯蔵・環境安全事業株式会社指名停止措置について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

下記のとおり指名停止措置を行いました。

### 記

- 指名停止措置業者名及び住所：  
①中部電力株式会社  
愛知県名古屋市東区東新町1番地  
②中部電力ミライズ株式会社  
愛知県名古屋市東区東新町1番地  
③東邦瓦斯株式会社  
愛知県名古屋市熱田区桜田町19番18号
- 指名停止措置期間：令和6年6月20日から令和6年8月19日まで(2ヶ月)
- 指名停止措置の範囲： 豊田PCB処理事業所に係る案件
- 事実概要  
令和6年3月4日、公正取引委員会は上記3社が独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したことを公表した。
- 指名停止措置理由  
上記3社が独占禁止法第3条に違反したことは、「指名停止措置要領」の別表第2第4号（独占禁止法違反行為）に該当すると認められる。

#### 「指名停止措置要領」別表第2第4号（独占禁止法違反行為）

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 4 指定区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第11号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 2ヵ月以上 9ヵ月以内

以上